琉球大学学術リポジトリ

パブリック・フォーラムにおける匿名性と情報テク ノロジー

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2012-06-22
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 高橋, 義人, Takahashi, Yoshihito
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/24715

パブリック・フォーラムにおける匿名性と情報テクノロジー

高橋義人

はじめに

民主社会では政治的な討論のための場所が必要である¹。この場所は市民が私的利益を集団的利益に転換して理に適った責任ある意思決定を行うために協働する「空間」だといわれてきた。このような政治のあり方には、公共的な協働活動はどのようにして可能か、個人の私的利益を公共的利益(国家の正当な活動)にどのように転換できるのか、公共情報はどのように伝達可能か、言い換えると、複雑化した社会(物質的・精神的に異なる関係)のなかで相互に離れて存在する個人がどのようにして同じ政治体の市民になるのかといった問題が含まれている²。理念型としての「アゴラ」や「タウンミーティング」の構造は比較的単純である。形式的には、すべての市民が広場に会して相互の面前で対話・討議し、最終的には充分な情報に基づいて投票することによって政治体が構成される。公共空間とは人が集まってアジェンダを提案し、討論する場所であり、アジェンダとは政治体の構成員としての関心事を指している。このように、現代の公共空間は、複雑化した社会システムを機能させるために必要な社会実践を指す言葉として用いられている。

時代によって公共空間の形態は変遷しているが、「コミュニケーション」という社会実践と捉えるならば、それを特徴づける要素の一つは「公開性 publicness

¹ See Benjamin R. Barber, A Place for Us, p76. (Hill and Wang, 1998); 邦訳(山口晃) 『〈私たち〉の場所』110頁(慶応大学出版会、2007年)。

² See Amy Gutmann and Dennis Thompson, Why Deliberative Democracy? (Princeton University Press, 2004); Iris Marion Young, Inclusion and Democracy, ch.1 (Oxford University Press, 2000); Nancy Fraser, "Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy,"pp109-42 in Craig Calhoum ed., Harbermas and the Public Sphere (Cambridge: MIT Press, 1999); Edmund Morgan, Inventing the People: The Rise of Popular Sovereignty in England and America (W. W. Norton, 1988)

/publicity」のあり方であろう。つまり、市民がアクセス可能な(開かれた)「空間」として、どのような言論のプラットフォームを選択するのかという問題である。例えば、古代ギリシャの「公共性」と「政治=言論活動」は「舞台」と「演技」の比喩で語られる³。この公共性は各市民が互いに向き合って、各自の演技をみつめ、ともに演じるという身体的な直接性から構成された「場所」である(「共同存在としての公開性 publicness of co-presence」)。それに対して、近代初期の「市民的公共性」は印刷技術と活字メディアによって媒介された「コミュニケーションの空間」であった⁴。この活字による公共性は複数の人が場所と時間を共有することに限定されない。活動や出来事は記録され、その時間・その場所にいなかった他者にも伝達され、公開されることが特徴である(「媒介された公開性 mediated publicness」)。このように考えるならば、紙とインクの技術革新以降、公共性のあり方は情報技術と無関係ではない。情報技術の効果を評価し、将来の社会に関わる技術の選択を検証することが必要になる6。

19世紀後半から20世紀後半(特に第二次大戦以降)は、活字・映画・放送・電

³ See Hannah Arendt, *The Human Condition*, 2nd ed (The University of Chicago Press, 1998);邦訳 (志水速雄)『人間の条件』(筑摩書房、1994年); Seyla Benhabib, *The Reluctant Modernism of Hanna Arendt*, New Edition (Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2000); Dana R. Villa, "Theatricality in the Public Realm of Hannah Arendt" in Marcel Henaff and Tracy B. Strong (eds.), *Public Space and Democracy* (University of Minnesota Press, 2001).

^{*} See Jurgen Habermas, The Structural Transformation of the Public Sphere, translated by Thomas burger with the assistance of Frederick lawrence (The MIT Press, 2001); 邦訳 (細谷貞雄・山田正行)『公共性の構造転換』(第二版、未来社、1994年); Michael Warner, The Letters of the Republic (Harvard University Press, 1992); Charles Talor, Modern Social Imaginaries, ch.6 (Duke University Press, 2004); 邦訳 (上野成利)『近代: 想像された社会の系譜』(岩波書店、2011年); W. Lance Bennett and Robert M. Entman (eds.), Mediated Politics (Cambridge University Press, 2001); Jurgen Habermas, Between Facts and Norms, Contributions to Discourse Theory of Law and Democracy (MIT Press, 1996).

⁵ See John B. Thompson, The Media and Modernity: A Social Theory of the Media, ch.4 (Stanford University Press, 1995) .

⁶ See Lloyd Morrisett, "Technologies of Freedom?" in Henry Jenkins and David Thorburn (eds.) , *Democracy and New Media* (The MIT Press, 2003) ; Ithiel de Sola Pool, *Technologyies of Freedom: On free speech in an electronic age* (Harvard university Press, 1983) .

話が公共空間を支え、規律する代表的技術だったといえるだろう。これらは知識 を広い範囲で利用可能にし、世界の出来事に人の関心を向かわせ、通信と情報伝 達を拡張してきた。活字と放送には、ある情報源から不特定多数の人に情報・知 識を大量かつ同時に伝達する機能がある。情報を伝達することで新聞・テレビ・ ラジオ・映画は人の思考を刺激し、感情を喚起し、活動を起こさせる。しかし、 他方でこれら技術は人を「読者」/「視聴者」に規定してしまう。確かに「読む こと」/「視聴すること」は「考えること」/「学ぶこと」につながる重要な文化 的・教育的なスキルだが、「読者」/「視聴者」は「熟慮」した「応答」を求めら れるわけではないという意味で、活字と放送は受動的メディアになりやすい。通 信=会話の技術から始まった電話の場合には、消極的「受信」だけでなく積極的 「参加」の要素も含まれているが、思考や討論を促すかどうかをいえば、応答の 即時性を特徴とする点で「熟慮」に役立つわけではない。技術的には、これらメ ディアは「コミュニケーション」の媒体とはいえない、。また、これらメディア の情報伝達は文化的・社会的・経済的な制度によって構造化されている点で、民 主国家であっても、政府と市場による統制/操作から完全に自律している公共空 間はいまだに存在しない。

1990年代以降はインターネット技術がコミュニケーションの代替的プラットフォームとして期待された。インターネットの革新性は伝達の速度や規模というよりも、

^{7 「}コミュニケーション」といえるためには、話者と応答者の間で情報は双方向的に流れなければならないが、情報の伝達・伝搬は一方向であって、双方向的=対話的とはいえない。

See Daniel Hallinand and Paolo Mancini, Comparing Media Systems: Three Models of Media and Politics (Cambridge University Press, 2004); C.E.Baker, Media, Markets, and Democracy (Cambridge University Press, 2002); C.E.Baker, Media Concentration and Democracy (Cambridge University Press, 2007); H.J. Gans, Democracy and the News (Oxford University Press, 2003); Timothy E. Cook, Governing with the News (The University of Chicago Press, 1998); Denis McQuail, Media Performance: Mass Communication and the Public Interest (SAGE Publications, 1992); Mark Cooper, Media Ownership and Democracy in the Digital Information Age: Promoting Diversity with First Amendment Principles and Market Structure Analysis (Center for Internet and Society at Stanford Law School); Nicholas Garnham, Capitalism and Communication: Global Culture and the Economics of Information (SAGE Publications, 1990).

対話的な相互関係を可能にした点であろう。アナログからデジタルへの情報体系の転換によって柔軟な情報伝達とコミュニケーションが初めて可能になったといえる。2000年代以降は、さらに進化したデジタル技術はWi-Fi技術で接続されたパーベイシィブで(pervasive)ユビキタスな(ubiquitous)コンピューティングとソーシャル・ネットワークを拡張し続けている。こうした情報ネットワーク技術が民主政治の質を向上させ、国境を越える公共空間をつくりだすかどうかはわからないが。人のライフスタイルを変え、政治に参加する「市民」の範囲を再画定し、情報が流れる仕組みを根本的に変えつつあることはあらためて注目されると思われる。

そこで本稿では、合衆国の憲法上の議論を題材として、現代の情報ネットワーク技術が公共性のプラットフォーム=媒体としての「場所」をどのように変え、そのことが憲法上の価値にどう影響するのかを考えてみたい。特に「公共の場所」に着目するのは、場所は公共空間を実体化する「パブリック・フォーラム」であること、人を「市民」として結びつける「人間関係資本 social capital」を形成すること、集会・デモ活動・市民的不服従の媒体として直接民主政治の契機になることなど、民主政治にとって価値が大きいといえるからである。こうした場所と政治の結びつきは本質的には変わらないはずだが、判例の「フォーラム」論にもみられるように、場所は衰退している。その要因には、場所の民営化/私有化、アーキテクチャなど物理構造の変化のほかに、場所の情報化/ネットワーク化による環境変化を指摘できるだろう。情報ネットワーク技術は、「公共の場所」の

⁹ See Stephen Coleman and G. Blumler, *The Internet and Democratic Citizenship: Theory, Practice and Policy, pp1-19* (Cambridge University Press, 2009); James Bohman, *Democracy across Borfers*, ch.2 (The MIT Press, 2007); Jack Goldsmith and Tim Wu, *Who Controls the Internet?* (Oxford University Press, 2006).

¹⁰ See Timothy Zick, "Clouds, Cameras, and Computers: The First Amendment and Networked Public Places," 59 Fla. L. Rev. 1 (2007); Marc Jonathan Blitz,"The Dangers of Fighting Terrorism With Technocommunitarianism: Constitutional Protections of Free Expression, Exploration, and Unmonitored Activity in Urban Spaces", 32 Fordham Urb. L.J. 677 (2005); 拙稿「公共空間の民営化とパブリックフォーラム論」(琉大法学第85号, 2011年)

意味を変える可能性があると思われる。

具体的には、最初に「公共の場所」での言論活動に関わる事件をテクストとして、直接対面型の古典的な「公開性」の基本枠組みを考察する。次に、媒体である「場所」の公共的な価値と機能を確認した上で、情報技術の影響について、特に「言論の自由」の観点から検証する。最後に、「公共の場所」の情報ネットワーク化のネガティブな側面として「監視」システムの効果を論じる。情報ネットワーク技術と「監視」の技術は無関係ではなく、原理的に「言論の自由」の法理は「監視」と緊張関係にあると思われる。これら検討を通して、デジタル情報化時代にあって、公共空間を実体化する「公共の場所」を構成することの憲法上の意義と課題を考えたい。

I. 「公共の場所」と公開性

マス・メディアの発達以前には、ある出来事の公共性=公開性は場所を共有することに結びついていた。ある出来事が公共的な関心事になるためには、そのときに物理的に存在する複数の人の面前で「上演」されなければならない。このような公開性は、個人を共通の場所に集めること、公的に活動する個人は原則としてその場に関与している他者の面前に立つことで成立する。言い換えると、公共の場所での表現の特徴は、①他の市民に物理的に公開されていること、②話者と応答者の間の発話・説得・意見形成のプロセスが透明であることだといえる。また、こうした活動は③言葉だけでなく視覚的な外観に関わる信号に訴えることで、(物理的に移動する) 聴衆の関心を引きつけやすい点で効果的である。

本章では、場所を共有する言論活動の構造を考えたい¹²。具体的には、同性愛 者が市の伝統的パレードから排除された事件を素材として、公共の場所の公開性

¹¹ See Thompson, The Media and Modernity, ch.3.

¹² Hurley v. Irish-American Gay, Lesbian, and Bisexual Group of Boston, Inc., 515 U.S. 557 (1995).

とその場での話者と応答者の協働関係はどう理解されるのかを考察する。

1. 排除と差別: Hurley事件の経緯

サウス・ボストン退役軍人連合協議会 (Allied War Veterans Council) は様々な退役軍人団体から選出された代表者からなる団体である。協議会は聖パトリック記念日パレード (St. Patrick's Day-Evacuation Day Parade) を組織・運営する権限をボストン市から認められていた。1947年に市は正式な支援を終えたが、当時の市長はパレードを運営する権限を退役軍人連合協議会に認めていた。それ以降(そのような許可を求める団体は他にいなかったので)協議会が市の許可をえて、パレードを運営していた。1992年以降、市は協議会が市の正式印章を使用することを認めて資金も援助していた。この協議会がGLIB (Irish-American Gay, Lesbian, and Bisexual Group of Boston, Inc.) の参加申請を拒否したことが事件の端緒である。

GLIBは「ゲイ・レズビアン・バイセクシュアルとしてメンバーのプライドをアイリッシュの伝統のなかで表現し、コミュニティにそのような人がいることを明らかにすること、そしてニューヨークのパレードに参加しようとしている同じような立場の男女を支援すること」を目的として、パレードに参加するために組織された団体である。1993年に協議会がGLIBの参加申し込みを拒否したことに対して、GLIBは(州および連邦の)憲法と州法の違反を主張して協議会と市当局を相手に出訴した。州の公共施設利用法は「公共の利用施設について、あらゆる人の利用許可もしくは処遇に関係して… 性指向に基づく区別・差別・制限」を禁止していた。

原審によれば、パレードは「過去47年間、基本的にはサウス・ボストンの公道を同じルート」で運行して参加者と観衆に娯楽を提供してきた「公共の行事」=「公共の利用施設」である。事実認定によると、協議会は参加の許否について明文の判断基準をもっていたわけでも、特定の手続に則っていたわけでもない。審

査もないまま、申請があれば一括して採決したこともあった。ときには申請書類を提出していなくても、単にパレードの装飾を施しただけの団体にも許可していた。個別の申請者の内容を実質的に審査していたわけではなかった¹³。こうした事実から、原審はパレードの私性を否定し、「公共の行事」だと解したのである。

協議会側は「性的テーマを除外したのは、パレードは伝統的・宗教的・社会的な価値を表現している」からだと主張した。これについて、原審は「価値観とメッセージ・性指向を理由としてGLIBという団体を排除する」意図があったと認定し、それはパレードの伝統に矛盾すると判示した。「記念日の祝典は多様性と包摂性こそを求めている」からである。

また、協議会側は修正第一条の権利を主張していたが、パレードに「特定のメッセージ性・テーマ性」がない以上、「憲法上保障された表現目的の結社」による活動ではなく、「公共施設利用法の対象となる開かれた娯楽イベント」だと原審は判示した。従って、州法を適用しても、GLIBの参加承認を協議会に強制するわけではなく、これは「性指向に基づく差別を禁止している」にすぎない。協議会の権利に対する制限があったとしても、それは「付随的」であり、「正統な目的(=差別撤廃)を達成するために必要以上に広いわけではない」と説示した。この点について、州最高裁判所も、パレードに「特別な表現目的を識別するのは不可能」だとして修正第一条の審査を不要と判断している。

[&]quot;パレードには「愛国・商業・政治・道徳・アート・宗教・スポーツ競技・公共サービス・労働組合・慈善事業」など多様なテーマをもった団体が参加し、場合によっては相反するメッセージもあった。協議会はKu Klux Klan と ROAR (強制バス通学の反対者) の参加を拒否したことがあるが、パレード自体には「唯一の共通のテーマ」はないと考えられていた。

^{*} ただし、州最高裁法廷意見には反対意見が付されている。反対意見は、①協議会も表現活動を目的とした他の団体と同様に自分たちと考え方を共有していない参加者を排除できること、②性指向に基づく差別の禁止という州政府の目的については、協議会の権利に侵害しないような別の方法で達成できること、③実際上、協議会がGLIBを差別していた証拠はないことが指摘されている。

2. 「公共のドラマ」としてのパレード

連邦最高裁判所判決(ソーター裁判官による法廷意見)は、まず「パレード」を「公共の演劇 public dramas」だと定義した。つまり「パレード」という言葉には、行進者だけでなく、路上の見物人も集団的表現活動の参加者・応答者であることが含意されている。パレードの成否は聴衆に依存し、聴衆がいなければパレードそのものが成立しないからである。

見物人は通りに並んでいる。人々はさまざまなメッセーとともに旗やバナーを携えながら、 衣装を身に纏って行進する。マーチング・バンドとパイプ奏者が演奏し、山車が引かれる。 このショー全体がボストン・テレビによって放送されているのである(at 568)。

パレードは「表現」活動であって、単なる「移動」行為ではないといえるのは、 聴衆に対して「集団として意見を発信する」からである。法廷意見はパレードを 「公共の演劇」=開かれた表現活動と認識したからこそ、協議会は言論の自由= 「パレードのテーマを編集できる」という「憲法の保障を奪われている」と判示 したのである¹⁵。

例えば、ケーブル事業者は、別の者が制作した番組を単に選別する場合であっても、保護された言論活動に従事している。…別の人が制作した言論を編集し、その複合物を表現することは、ほとんどの新聞の意見記事の重要部分であって、それらは修正第一条の保護対象である。…パレードを実施するための代表団体の選択は同様の保護に値する(at 570)。

法廷意見は協議会の地位を編集権・編成権をもつ放送事業者・新聞編集者に擬えて、参加団体のメッセージを取捨選択する権利があると解したが¹⁶、同時にGLIB

[&]quot; パレードが表現であることには異論はない。行進は「平和的で秩序だったものであれば、修正 第一条で保護された表見活動」である。Gregory v. Chicago, 394 U.S. 111, at 112 (1969).

[&]quot;GLIBは協議会の法的地位を参加者の言論の「伝達媒体」にすぎないと主張していたのに対し

の「参加」もまた表現活動だと判示した。

GLIBは…ゲイ、レズビアン、バイセクシュアルとしての構成員のアイデンティティを肯定し、コミュニティにそうした人々が存在することを明示し、ニューヨークでのパレードに参加しようとしている同様の人々を支援するために行進することを、まさに目的として結成されたのである。…行進への団体としての参加は、少なくともアイリッシュのなかに、ゲイ・レスビアン、バイセクシュアルがいることを証言している。団体としての参加には、そのような性指向をもつ人々が異性愛者と同じように無条件の社会的承認を求めているのだという主張が含まれているだろう(at 570)。

協議会が運営する「パレード」もBLIBの「参加」も言論であれば、両者の権利をどのように調整するのかが問われる。州裁判所はパレードの公共性=公開性を認めて差別撤廃条項を適用したのに対して、法廷意見は、州法の適用を協議会に対して「パレードの表現内容の変更を求める命令」になるとして否定した。パレードが表現活動であれば、協議会の「自己の言論をコントロールする」権利=話者の自律原理が保護されなければならないからである。

作曲者のように協議会は申請者から参加団体を選別している。譜面は個々のメッセージを 生み出しえないが、協議会の観点では、参加団体の表現はパレードの主題と合致している のである。…明らかに、協議会は好ましくないと思うメッセージをコミュニケーションの 内容から排除することを決定しているのである。このことは、ある主題には沈黙し、ある 主題には発言することによって、自分の表現を形成する話者の権利を想起させるのに十分 である。協議会が好まないメッセージを特定するのは難しくない(at 574)。

て、法廷意見は新聞とのアナロジーに基づいて否定している。「新聞」は単なる「ニュース、 論評、広告のための大規模な集積場所や伝達媒体」ではない。「素材の選択…、分量とコンテ ンツ…公共の争点の扱いに関する制限の決定は、公正かどうかは別としても…編集上の適否を 判断の権限を構成する」からである。See Tomillo. 418 U.S. , at 258.

法廷意見はGLIB の参加を「地域コミュニティの内部で同性愛者という自己の アイデンティティを開示し、同じ性指向をもつ少数者のために社会的承認を求め る言論」だと認定しながら、結果的には協議会の言論を優位させたのである。

パレード管理者はアイリッシュのセクシュアリティの事実を信じていないかもしれないし、同性愛者たちが求める無条件の社会的承認に反対することもあるだろう。パレードからGLIBのメッセージを除外したい何か別の理由があるのかもしれない。しかし、理由はどうであれ、パレード管理者の決定は特定の意見を表現しないという話者の選択である。そして、その選択を政府は統制できない(at 574-575)。

3. 公開性と役割の互換性

法廷意見がパレードを「公共の演劇」だと認識したことは重要であろう。法廷意見は、公共の場所での表現活動において市民もまた意味を創造していると認めたからこそ、パレードを「見物人に依存している」と考えたと思われる。この「演劇」という比喩は、市民が情報をただ与えられる受動的傍観者ではなく、情報の積極的解釈者であることを示唆しているだろう。しかし、法廷意見は公開=公共のイベントにおける市民の役割を評価しながら、話者=協議会の意図を優先した。この場合には「話者」や「所有者」の主観的意図が言論の公共的意味をコントロールしている。市民が話者の意図を超えてメッセージを間主観的に解釈する余地はなく、ただメッセージを受信するだけである。市民は受動的傍観者に固定されている。こうした「聴衆」の捉え方は狭すぎるし、言論の意味が話者の主観のみにあるという考え方は必ずしも一般的ではない「。言論の自由の法理にお

[「]聴衆」の定義と機能は一様ではないことについては、Nicholas Garnham, Emancipation, the Media, and Modernity: Arguments about the Media and Social Theory (Oxford University Press, 2000) 参照。言論の「意味」の理解も一様ではない。「意味」は発話者の主観のみにあるわけではなく、話者と聴衆の間の複雑な言語的・社会的な関係性のなかで「対話」や「討議」のプロセスを経て明らかになる。See Douglas Kellner, Media Culture; Cultural Studies, Identity and Politics between the Modern and the Post-modern, pp1-8. (Routledge, 1995).

いて、パレードやデモは本来的には「公共的な」=「開かれた」言論であるはずである。この「公共性=公開性」は、話者と聴衆の立場の交換が可能だという意味で(互酬性 reciprocity)、平等主義的コミュニケーションを指向しなければならないと思われる¹⁸。

ところが、法解釈では話者の「意図」が重要な基準になることが多い。意図を「発見」することによって、その空間と時間におけるテクストの意味を確定しようという考え方である。このような「原意主義的」アプローチには次の欠点を指摘できる。①他者からの異論を遮断する効果があるという意味で権威主義的であること、②原意の「解釈」は歴史的文化的な「意味」による合意にすぎないこと、③その場合に「解釈」は単なる方法論の問題に還元されてしまうことである。つまり、あるかないかもよくわからない「原意」を探求しようとすれば、解釈者は「公共の討論」の(意味を創造する)プロセスよりも話者の主観的意図に関心を向けてしまうことが問題なのである。。

権威的な話者の「意図」に依存する考え方は象徴的言論の法理にもみられる。 判例によれば、意図・メッセージの伝達可能性は「保護されない行為」と「保護される表現」を識別する基準であった²⁰。「特定のメッセージを伝達しようとする意思があるか」「ある環境において人がメッセージを理解する蓋然性が高いかどうか」が基準である。これら判例に依拠すれば、話者の意図やメッセージ内容が不明確な場合あるいは行為が話者の意図とは別の方法で理解されたような場合に

¹⁸ See James Bohman, Public Deliberation: Pluralism, Complexity, and Democracy, ch.1 (The MIT Press, 1996).

[&]quot;この傾向はスカリア (Antonin Scalia) 裁判官の憲法解釈方法論にうかがわれる。スカリアは、原意の発見は不可能ではないとしても困難だからこそ裁判官は自制的でなければならないとして、自身の立場を「気弱な原意主義」(faint-hearted originalism) という。「原意主義はシステムの大きな弱点を増加させるわけではない。概念的には原意主義は裁判官自身の選好とはまったく別である歴史上の基準を設定するからである。このようなアプローチの欠陥とは、歴史の探究が常に困難であること、ときには確定できないことだが、それゆえに非原意主義と違って・・・・ 穏健な結論に到達できるのだ」。See Scalia, "Originalism: The Lesser Evil," University of Cincinnati Law Review 57 (1989), at p864.

²⁰ Spence v. Washington, 418 U.S. 405 (1974) .

は、その行為は「言論活動」として保護されない可能性がある。このことは、聴 衆がメッセージを解釈し、意味を共有する空間の形成を阻害しているといえる。

これとは違う考え方が、かつてのジャクソン裁判官のアプローチである。例えば公立学校は国旗への忠誠の宣誓を生徒たちに強制できないことを判示したとき、ジャクソン裁判官は「人は象徴から意味をえる。ある人の安心感は別の人にとっては冗談や軽蔑かもしれない」と説示した²¹。この考えには、言論の意味は話者の意図と必ずしも一致するとはかぎらないことが認識されているのに対して、近時の判例は意味の創造を話者の主観に委ねている。しかし、意味の創造を話者と応答者が協働する平等なコミュニケーション活動だと捉えるならば、話者の主観的意図を保護することが必ずしも「言論の自由」ではなくなる。話者と聴衆の相互作用のプロセスを保護することがむしろ必要になるだろう²²。

Hurley事件のパレードは「公共のドラマ」であって、コミュニティの「伝統的フォーラム」で開催されてきた歴史がある。これを評価するならば、「演劇」の公共的意味は主催者が独占するのではなく、応答者である市民と共有されているとみるべきであろう²³。最高裁の法理は、公共の場所の公開性の意味、その対話における役割の互換性を適切に捉えられなかったことによって、社会的少数者の排除を追認したことが最も問題だと思われる。

Ⅱ.「公共の場所」の変質と仮想空間

1. 「公共の場所」の価値と機能

場所の公共性/公開性の構造と価値・機能を評価していたのは、合衆国最高裁

²¹ West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943) ,at 632-33.

²² See David S. Allen, *Democracy*, *Inc.*, ch.6 (University of Illinois Press, 2005).

³² 実際上そう考えても、話者(協議会)の自由への侵害を最小限度に抑えながら、GLIBの参加を認める方向で権利を調整することも可能である。GLIBをパレードの末尾に参加させたり、協議会自身が自分たちのメッセージを告知するバナーをおくこともできたはずである。

判所の初期の「パブリック・フォーラム」論であろう。

街路・公園に関する権限がどうであれ、記憶にないほど長い間 (immemorially)、街路・公園は公衆の利用のために委託されてきた。記録にないほど昔から、集会など市民の間での情報と意見の伝達、公共の問題に関わる討論のために用いられてきたのである。そのように街路など公共の場所を利用することは、古くから (from ancient times) 市民の特権・免責特権・権利・自由の一部だった。

この法理が示唆するように、公共の場所は政治と無関係ではない²⁵。情報化社会でも、その重要性は変わらないはずだが、一方で「フォーラム」論は衰退し、他方では仮想空間が重要さを増しつつ、街路・公園・広場など実体的場所と「フォーラム」論を共通項として融合しつつあるといえる²⁶。例えば、公立図書館でのインターネット端末のフィルタリング規制が問題となった事件において、州裁判所は次のように判示している。

インターネット・アクセスの提供は…修正第一条の価値を促進する伝統的フォーラムにみ

²⁴ Hague v. CIO, 307 U.S. 496, 515 (1939) .

²⁵ See Benjamin R. Barber, A Place for Us: How to Make Society Civil and Democracy Strong (Hill and Wang, 1998); 邦訳(山口晃)『〈私たち〉の場所』(慶應義塾大学出版会、2007年); ニュー・アーバニズムと市民的共和主義の関係は、See M. J. Sandel, Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy, pp335-36 (Harvard University Press, 1996); 邦訳(小林正弥監訳)『民主政の不満(下)』268頁(勁草書房、2011年)、菊池理夫『共通善と政治学; コミュニティをめぐる政治思想』(勁草書房、2011年)。

²⁶ 「フォーラム」論の衰退は、See Robert C. Post, Constitutional Domains: Democracy, Community, Management, ch.6 (Harvard University Press, 1995); デジタル時代の新しい「フォーラム」としてインターネットについては、以下を参照。Dawn C. Nunziato, Virtual Freedom: Net Neutrality and Free Speech in the Internet Age (Stanford University Press, 2009); Julie E. Cohen, "Cyberspace as/and Space," 107 Colum. L. Rev. 210 (2007); James Bohman, "Expanding dialogue: the Internet, the public sphere and prospects for transnational democracy" in Nick Crossley and John Michael Roberts (eds.), After Habermas: New Perspectives on the public Sphere (Blackwell Publishing, 2004); Cass R. Sunstein, Republic. com (Princeton University Press, 2001); Darin Barney, Prometheus Wired: The Hope for Democracy in the Age of Network Technology (University of Chicago Press, 2000).

られる特徴の多くを共有している。公道・歩道・公園における言論規制は厳格審査の対象である。これは歴史と伝統によるからではなく、歩道や公園には言論を促進する特徴があることから、これらは修正第一条による保護に特に値するといえるのである。歩道・公園は修正第一条の価値の実際的な所在地である。公道・歩道は話者が低コストで広範囲の聴衆に情報伝達することを可能にする。…これと同様に、インターネットによって、話者は低コストで市民に情報発信できる。…インターネットは修正第一条の価値を促進する。対話・ビラ配布・抗議活動のために、伝統的フォーラムを歴史的に利用してきたのと同じだ。…修正第一条を誠実に解釈するならば…インターネット・アクセスに対する内容規制は、歩道・広場・公園のような伝統的フォーラム上の言論に対する内容規制と同じように修正第一条の厳格審査が求められる²⁷。

こうした「フォーラム」論の変化は情報基盤としての場所の変質を反映しているだろう。本章では「場所」の政治的な価値・機能を確認した上で、実体的な場所で生じている変化を考える。現代の情報技術が場所の公開性をどのように変えうるのか、言論活動への効果が問題となる。

①「出会い」の空間

市民にとって、「公共の場所」は「交流」=「人としてお互いを知ることを強制されることなく、人が他者とともに参加・協働することを学ぶ」ための場所だと解される²⁸。例えば、住民の「セキュリティ=安心・安全」を名目に外部からの働きかけを禁止する住宅地(gated community)では、人の結びつきは親密な

²⁷ American Library Association, Inc. v. United States, 201 F. Supp. 2d 401 (E. D. Pa. 2002). ただし、連邦最高裁ではインターネットに「フォーラム」論は採用されなかった。See United States v. American Library Association, INC.,et al., 539 U.S. 194 (2003).

^{**} See Richard Sennett, The Fall of Public Man, p339; 邦訳(北山克彦・高階悟)『公共性の喪失』(晶文社、1991年); Jane Jacobs, The Death and Life of Great American Cities, p35 (Vintage Books edition, 1992); 邦訳(山形浩生)『アメリカ大都市の死と生』(鹿島出版、2010年).

領域内部で完結し、外部の他者との関係は切断される²⁹。家族・友人という「親密性=排他性」を超えるコミュニティは形成されない。市民と市民とを結びつける「公共の場所」が荒廃すれば、人は私的空間への後退を強いられる。このような意味では、「公共の場所」は異なるアイデンティティをもった多様な市民を受け入れ、市民の間に存在して相互の交流を促進する場所でなければならない。言い換えると、「予期せぬ出会い」を媒介して、他者への寛容と連帯を生み出し、共通感覚をつくりだすことが公共の場所の役割だと考えられる³⁰。

②「表象」の空間

「市民」から排除され、孤立した少数者は「権利をもつ権利」を主張できない。 排除された人々は、政治的空間としての「現れの空間」に存在しないかのように 扱われる。公共空間から個人/集団が不可視化=排除されれば、彼/彼女らのニー ズは政治的には算入されない³¹。例えば、同性愛者やホームレスなど社会的多数 者から支持されない者が「場所」から排除されるということは、市民の一員であ る地位の「剥奪」を意味している。「公共の場所」には、このような「排除」=

^{**} See Ali Madanipour, Public and Private Spaces of the City (Routledge, 2003); ゲーティド・コミュニティや要塞化したモールによる空間の分断については、さしあたり以下を参照。 Setha N. Low, Behind the Gates: Life, Security, and the Pursuit of Happiness in Fortress America (Routledge, 2003); マイク・デイヴィス (村山敏勝・日比野啓訳)『要塞都市LA (増補新版)』(青土社、2008年); E. J. ブレークリー・M. G. スナイダー (竹井隆人訳)『ゲーティド・コミュニティ: 米国の要塞都市』(集文社、2004年); 渡辺靖『アメリカン・コミュニティ:国家と個人が交差する場所』(新潮社、2007年)、同『アメリカン・デモクラシーの逆説』第三章 (岩波書店、2011年); ジグムント・バウマン (奥井智之訳)『コミュニティ: 安全と自由の戦場』(筑摩書房、2008年)。

See Iris Marion Young, Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Politics (Princeton University Press, 1997); Young, "Residential Segregation and Differentiated Citizenship," Citizenship Studies 3, no.2 (1999); Young, Inclusion and Democracy (Oxford University Press, 2000); Ted Kilian, "Public and Private, Power and Space" in Andrew Light and Jonathan M. Smith (eds.), The Production of Public Space (Rowman and Littlefield Publishers, INC., 1998).

³¹ See Don Mitchell, *The Right to the City*, ch.2-4 (The Gulford Press, 2003); Ted Kilian, "Public and Private, Power and Space", pp116-117.

「剥奪」の「表象」を争う機能があると考えられる。。人は差異にさらされなければ、自己の立場を認識できず、不利な立場の人を産出する社会システムに意識を向けることはない。公共空間の衰退は「歓迎されざる者」を「市民」から排除することによって、既存の境界線を越える「市民」の対話を困難にするといえる。。

③「自己統治」の空間

初期「フォーラム」論によれば、「公共の場所」は「自己統治」へのコミットメントを実体化し、抵抗と反論、説得のための開かれた空間だといえる。歴史的に特に街路・公園・広場は民主政治において中心的役割を果たしてきた。1940年代の「エホバの証人」による布教活動、50年代から70年代の市民権運動・反戦活動は、路上・公園・広場・大学キャンパスなど、地理的に広い範囲で展開されたことによって、市民の関心を集めて世論の形成に成功したといえる³⁴。最高裁判所はこのような場所を自己統治の空間として認めたことから、「伝統的フォーラム」に指定したのである³⁵。従って、「公共の場所」では「一般市民」が等しくア

** 公共空間が社会的に構成される方法が問題となる。誰が公共空間を占有するのかは、「物理的な安全性、文化的なアイデンティティ、社会的・地理的なコミュニティの交渉によって決定される」。 Sharon Zukin, The Cultures of Cities, p24 (Wiley-Blackwell, 1996); Tim Cresswell, In Place/Out Place: Geography, Ideology, and Transgression (University of Minnesota Press, 1996).

³ See Laura Beth Nielsen, License to Harass: Law, Hierarchy, and Offensive Public Speech (Princeton University Press, 2004); Michael Sorkin (eds.), Variations on a Theme Park: The New American City and the End of Public Space (The Noondy Press, 1992); Margaret Kohn, Brave New Neighborhoods: The Privatization of Public Space (Routledge, 2004); アラン・ブライマン (能登路雅子監訳)『ディズニー化する社会:文化・消費・労働とグローバリゼーション』(明石書店、2008年)。

See Ronald R. Aminzade, Jack A. Goldstone, Doug McAdam, Elizabeth J. Perry, William H. Sewell, Jr., Sidney Tarrow, Charles Tilly, Silence and Voice in the Study of Contentious Politics (Cambridge University Press, 2001); David Goldberger, "A Reconsideration of Cox v. New Hampshire: Can Demonstrators Be Required to Pay the Costs of Using American's Public Forums?," 62 Tex. L. Rev. 403 (1983).

^{**} See Alexander Meiklejohn, Free Speech and Its Relation to Self-Government, pp14-16, 24-27 (1948) .特に (National Mallなどの) 特別な公園のような場所は自己統治に深く関わっているからこそ特別である (「記憶された場所」)。 See Timothy Zick, Speech Out of Doors; Preserving First Amendment Liberties in Public Places, ch.6 (Cambridge University Press,

クセスして自己統治の参加意識を高めることに価値がある。6。

2. 情報テクノロジーと仮想空間

公共空間としての場所と情報技術はどのような関係にあるのだろうか。今日のネットワーク化された場所の特徴としては、Wi-Fiによるインターネット接続(モバイルでワイヤレスなアクセス)の確立、クラウド化された、パーベイシィブ(pervasive)でユビキタスな(ubiqutous)コンピューティングの拡大を指摘できる。こうした情報技術によって、人のコミュニケーションは公/私の物理的境界を越えて「移動」し、場所の性質を変えつつある。それには場所の公共的機能を補強/阻害する効果があるだろう。

①ネットワークによる補強

集団的な活動を実現するには人間関係資本と協調活動が必要だとされる³⁷。この点で、ワイヤレス・クラウドのネットワーク技術は市民がどこからでも情報発信すること(スマートフォンなどによる映像のストリーミングなど)を可能して、効果的に人を場所に集めることができる(「群衆化 swarming」)³⁸。そしてソーシャルメディアやアソシエーションソフトが新しい対話形態=ソーシャル・ネットワークをつくり、人間関係資本を形成することが期待される。また、公共の場所から市民が自由に情報発信できるということは、市民が政府を監視する装置をもつことを意味する。デモの参加者は政府の応答を記録し、他の市民と共有することも

^{2009);} Clive Barnett and Murray Low (eds.), Spaces of Democracy: Geographical Perspectives on Citizenship, Participation and Representation (SAGE Publications, 2004); Setha Low, Dana Taplin, and Suzanne Scheld, Rethinking Urban Parks: Public Space and Cultural Diversity (The University of Teas Press, 2005).

³⁶ Martin v. City of Struthers, 319 U.S. 141, at 146 (1943) .

³ See Robert D. Putnam, Bowling Alone, p27; 邦訳(柴内康文)『孤独なボウリング: 米国コミュニティの崩壊と再生』(柏書房、2006年); Bert Klandermans, The Social Psychology of Protest (Wiley-Blackwell, 1997).

^{**} See Howard Rheingold, Smart Mobs: The Next Social Revolution, ch.7 (2002); 邦訳(公文俊平・会津泉)『スマートモブズ: 〈群がる〉モバイル族の挑戦』(NTT出版、2003年)。

できる。このような市民による「報道」は政府やマス・メディアの対抗メディア になりうる。

そもそも市民活動にとっては他の市民の関心を集めることが重要だが、国民的 関心を集めるためにはマス・メディアの報道が必要である。しかし、マス・メディ アは独自の既得利益をもつ政治的アクターとしてアジェンダを設定することもあ るので、公共情報を操作するおれそがある³⁹。そうだとすれば、情報技術を活用 した市民活動はメッセシー内容を自ら構成し、発信できる点でマス・メディアを 迂回する別の情報の流れをつくりだすことの意義は大きい⁴⁰。

②ネットワークによる阻害

ユビキタスなウェブ・アクセスとモバイル情報端末の普及は、自宅や職場以外でも通信を可能にして、人のライフスタイルを変えている。公園・広場・街路・カフェも自宅や職場も区別はない。情報端末を活用することによって、あらゆる場所で情報量は増えたが、対話の相手は場所を共有する人とは限らなくなった。直接対面する人ではなく、そこにいない人と情報端末を通して対話することもある。こうした場所の利用形態の変化は、聴衆からみれば自分が望まない接触を回避できるが、しかし話者にとっては市民の関心を集めることが難しいことを意味している。

すでに仮想空間では、人は自分の選好に応じてコミュニケーションをカスタマイズしている。自分の好まない情報を排除=フィルタリングできる技術は、同じ傾向の「仲間」とのコミュニケーションに傾倒し、自分の意見の「正しさ」を極

³⁹ See Margaret Jane Radin, Contested commodities (Harvard University Press, 1996).

⁴⁰ See Yochai Benkler, The Wealth of Networks: How Social Production Transforms Markets and Freedom. ch.6 (Yale University Press, 2006).

[&]quot;「不在の存在 absent presence」という現象は、公共の場所に物理的には存在しているが、精神面・心理面ではどこか別の場所にいるという状態である。See Kenneth J. Gergen, "The challenge of absent presence", J. E. Katz and M. Aakhus (eds.), *Perpetual Contact: Mobile Communication, Private Talk, public Performance* (Cambridge University Press, 2002).

端に過激化させるような傾向(集団偏向)を助長することが指摘されている¹²。 自分が同意したメッセージしか送受信しない「ナローキャスティング」が公共の 場所に広がれば、場所と時間を共有する伝統的な言論活動は困難になり、場所の 機能が阻害されるといえる。

以上のように、ネットワーク技術には場所の機能を補強/阻害する両面が考えられる。ネットワークに接続された場所はソーシャルにもパーソナルにもなるし、「路上の眼差し」は市民の安全な交流を補強することも、「パノプティコンの監視」になることもあるだろう。

公共の場所の機能との関係で特に留意すべきであるのは、情報技術によって公共の場所では人は個体として識別されやすくなっていることである。これまで公共の場所において市民は自分の判断で私的な属性を秘匿できる点で匿名の存在であった。この匿名性は(職場、家庭、社会的な活動など)異なるコンテクストで自己イメージを使い分けることの自由(プライバシーの一形態)と解されてきた⁴³。路上では、自分の意思で「周囲の環境に溶け込めること」を意味している⁴⁵。合衆国憲法では、この「自由」は政府に異論を提起する少数者にとっては特に重要だと考えられている。(匿名の存在として)「街路を自由に歩くこと」は「反画一主義の権利」(修正第一条)と無関係ではない。

街路を自由に歩いたり散策したりすることは…生活のアメニティの一部である。これら明文にないアメニティ (unwritten amenities) は人々に独立、自尊の感情、創造的な感性を与えることに対応している。これらアメニティは異論・反論の権利 (right of dissent) を尊重し、反画一主義であること、抵抗する権利の基盤であった。抑圧され、窒息させる沈黙

⁴² See C. R. Sunstein, Why Societies Need Dissent (Harvard University Press, 2003) .

⁴³ Jeffrey Rosen, The Unwanted Gaze: The destruction of Privacy in America (Vintage Books, 2000).

⁴⁴ See Alan F. Westin, Privacy and Freedom, ch.2 (Atheneum, 1968) .

よりも(市民に)高潔な生き方を奨励してきたのである。。

この判決が示唆するように、公共の場所へのアクセスはイニシアチブやレファレンダムのプロセスの要となる。初期の「フォーラム」の法理が、街路・公園へのアクセスを保護すべきことを政府の応答責任として認めたのは、都市の空間が演説・デモ・ピケ・ビラ配布・署名活動・請願運動のような方法で、支持者/反対者と意見を交換する「出会い」の場だからである。つまり、場所へのアクセスは政治的争点について有権者を啓発し、政治を日常生活に組み込むことで、間接民主政治の欠点を補完するといえる。こうした「場所」の憲法的地位を評価すれば、情報化のネガティブな効果が問題となる。次章ではもう少し詳しく、この点について公共の場所での監視システムに対する憲法的統制の観点から取り上げたい。

Ⅲ. 「公共の場所」と匿名性の権利

前述したように、情報ネットワークの使い方によっては、公共の場所において 監視システムが問題となる。原理的には「監視」は言論の自由と対立すると思わ れる。本章では合衆国における「監視国家」の特徴を確認し、公共の場所におけ る言論の自由の役割と課題を検討する⁴⁶。

1. 「監視」と情報ネットワーク

監視そのものは新しい現象ではない。1950年代から私的もしくは準公共的とい

⁴⁵ Papachristou v. City of Jacksonville, 405 U.S. 156, at 164 (1972).

^{**}See Daniel J. Solove, Nothing to Hide: The False Tradeoff Between Privacy and Security (Yale University Press, 2011); Daniel J. Solove, "The First Amendment as Criminal Procedure," 82 N.Y.U.L. Rev. 112 (2007); Neil M. Richards, "Intellectual Privacy," 87 TEX.L. Rev. 387 (2008); Marc Jonathan Blitz, "The Dangers of Fighting Terrorism With Technocommunitarianism: Constitutional Protections of Free Expression, Exploration, and Unmonitored Activity in Urban Spaces," 32 Fordham Urb. L.J. 677 (2005); 堤未果『アメリカから〈自由〉が消える』(扶桑社、2010年) など参照。

うべき場所(銀行・病院・モールなど)にはあった⁴⁷。しかし、今日の監視技術には別の特徴がある⁴⁸。この点について、バルキン(J. M. Balkin)は「監視国家 national surveillance state」の台頭を論じて、これは単に戦争や「テロとの戦い」の帰結ではなく、「安全保障国家」と「規制=福祉国家」に由来する統治の手法の転換だという⁴⁹。新しい監視システムは、①監視主体の多様化、②監視の手段・技術の質的変化、③監視範囲の拡張など数量の変化の点で特徴的である。

①主体の多様化

デジタル情報社会では政府は(国家/社会のリスク管理、犯罪防止、社会サービスの提供など)様々な理由から監視・情報収集技術を利用するが、民間企業など私的団体もこれらを積極的に活用している。むしろ数量的には政府よりも民間企業が設置するデジタルの監視システムの方が多いといえる。企業が顧客情報を保護するために防犯=監視に投資することは必然であるし、消費者データを収集・分析し、販売することで利益をえることもある。政府は自ら情報収集する代わりに、広告企業から情報を購入することもありうる50。監視においても公/私の境界線は曖昧化し、政府と民間企業は複雑に協働している。

②質的変化

公共の場所における「監視」を論じる場合にはフーコー (Michel Foucault) の

⁴⁷ See Westin, Privacy and Freedom, ch.5; Quentin Burrows, "Note, Scwl Because You're On Candid Camera: Privacy and Video Surveillance", 31 Val. U. Rev. 1079 (1997).

^{**} David Lyon (ed.), Surveillance as Social Sorting: Privacy, Risk and Digital Discrimination, pp1-11 (Routledge, 2003); D.ライアン (田畑暁生 訳)『膨張する監視社会』(青土社、2010年); 三上剛史『社会の思考: リスクと監視と個人化』(学文社、2010年); 阿部潔/成実弘至編『監視社会: 監視と自由のパラドックス』(新曜社、2006年)。

^{**} テロや戦争は一時的な状態だが、監視国家には恒常的で普遍的である。Jack M. Balkin, "The Constitution in the National Surveillance State", pp201-203, in Jack M. Balkin and Reva B. Siegel (eds.), *The Constitution in 2020* (Oxford University Press, 2009).

⁵⁰ See Eli Pariser, The Filter Bubble: What the Internet is hiding from You (The Penguin Press, 2011); Greg Elmer, Profiling Machines: Mapping the Personal Information Economy (The MIT Press, 2003).

議論が参照されることが多いが、現在の監視は「一望監視システムpanopticon」モデルよりもさらに進化していると考えられる⁵¹。「一望監視」モデルでは、人は自分が監視されている(=観られている)ことを認識することで、自分の振る舞いを自制するという効果が要点であった(予測適応 anticipatory conformit-y」)⁵²。しかし、今日の情報管理技術の特徴は、パノプティコン的「監視」ではなく、データを解析・照合し、データ間で関係づけていることである。この場合には、監視システムにおいて「観られていること」、それを「認識すること」はさほど重要ではない。データ収集技術は人の通常の行為を完全に記録することによって、人の行為・態度を予測することが問題だからである。

また、データ収集は監視の直接の対象者だけでなく、日常生活においてその人と親密な人、交流のある人に関しても行為の予測を可能する。ある特定の人の情報を探る代わりに、その人に関わる別の人のデータからも、行為の目的・欲求を推測できるのである。人の行為は自分が意識しなくても情報を発信していることがあるので、ある人に関わる情報が直接には監視対象でない人の情報に結びつくこともある。つまり、監視は人を自制させて従わせるからだけでなく、人の「正常な振る舞い」から新しい情報をつくりだしている。バルキンによれば、「正常な振る舞い」がデータベースに情報を追加することで、権力を増幅させることが監視の新しい問題となる。

^{**} フーコーは、現代社会では人をコントロールし、その行為を正常化する (normalize) ために 監視と統計が統治に用いられることを論じている。See Michel Foucault (translated by Alan Sheridan), Discipline and Punish: The Birth of the Prison (Vintage Books, 1977); 邦訳 (田村俶)『監獄の誕生』(新潮社、1977年); T. L. Dumm, Michel Foucault and the Politics of Freedom (Rowman & Littlefield Publishers, INC., 2002).

²² 「予測適応」とは「外部のコントロールを内面化して、公共的な振る舞いを自己検閲 (selfcensor) する」現象である。See Shoshana Zuboff, *In The Age of The Smart Machine: The Future of Work And Power*, p346 (Basic Books, 1986);特に公共の場所での監視作用と「先行適応」については、See Daniel J. Solove, *Understanding Privacy* (Harvard University Press, 2008); Clive Norris, "CCTV, the panopticon, and the technological meditiation of suspicion and social control," in David Lyon (ed.), *Surveillance as Social Sorting: Privacy, Risk and Digital Discrimination* (Routledge, 2003); Christopher Slobogin, *Privacy at Risk: The New Government Surveillance and the Fourth Amendment*, ch.4 (The University of Chicago Press, 2007).

③量的変化

監視・情報収集の対象となる範囲が空間的・地理的に拡張しただけでなく、収集された記録が消去されずに蓄積されるという意味で数量の大きな変化がある。個人のプライバシーを保護するためには、最終的には記録が消去されなければならない。通常とは異なる振る舞いをするとき、公共の場所で抗議活動に参加するときには、その人たちの匿名性が保護されること、つまり特定の時間に特定の場所で誰が何をしていたのかを記録しないことに意味がある。しかし、CCTVカメラ、生体認証システム、顔面認証システム、位置追跡システムによって、政府や企業はある場所の出来事を詳細に正確に記録できるようになった。。

さらに、これら記録は別の時間と場所の記録と照合される。データの照合・分析によって、政府や企業は場所と時間に関わるプロファイルを作成し、プロファイルは人の行動を追跡・予測可能にする。また、情報処理技術の進歩によるデータ保管の低コスト化によって、記録を個別に保管・複製し、広く配布することも可能である。つまり、市民の記録は消去されずに蓄積され続けること、別の記録と照合・分析されることによって情報が増殖し続けることが監視国家の特徴だといえる。

それでは、以上のような「監視システム」の「情報の収集・照合・解析・集積」 というプロセスはどのような意味で憲法上の問題になりうるのか、特に場所の公 共的価値・機能の観点では、どのような問題を生じるのだろうか。

2. 萎縮効果と「匿名」の価値

公共の場所における「監視」は言論活動に対する萎縮効果をもつことがまず考えられる。刑事規制だけでなく、政府の情報収集も言論活動を「萎縮」させると

⁵³ Christopher S. Milligan, "Facial Recognition Technology, Video Surveillance, and Privacy," 9 Southern California Interdisciplinary Law Journal 295 (1999) .

解される⁵⁴。例えば、政府が市民の言論や団体の活動のデータからテロリストの 監視リストをつくる場合、また市民の読書歴・購入歴に関する情報をデータベー スに集約する場合、人は自分の記録が記載されているかどうかを知るすべはない。 監視によって物理的な損害が生じるわけではないので、政府の情報収集活動の違 法性を立証することは簡単ではないが⁵⁵、政府による情報収集・調査活動は市民 の(内心の自由も含めて)言論活動、知る権利、政治団体への参加(アソシエー ションの自由)を萎縮させることがある⁵⁶。従って、政府による情報収集の範囲 が「重大な政府利益 substantial government interest」を達成するために限定され ていない場合には「過度の広汎性」から違憲となる可能性はあると思われる⁵⁷。

ただ、このような萎縮効果の要因を考える際に、市民の匿名性をどう評価するのかは単純ではない。論者によって見解は分かれるだろうが、合衆国には「匿名の言論」を保護してきた伝統がある。連邦最高裁判所の判例によれば、「匿名であること」は民主政治には必要不可欠であり、話者の匿名性を奪うことは政治参加を縮小させることになる。つまり、匿名性の保護は民主政治における少数者の言論を促進させる(多数者の専制を抑制する)ために必要だといえる。ここでは次の事件から「匿名の言論」の意義をもう少し検証したい。

_

^{*} 日常の行動に対する監視、話者の身元の特定、書籍購読歴のデータ、政治団体との結びつきの調査、証拠の提出命令などが考えられる。See Frederick Schauer, "Fear, Risk, and the First Amendment: Unraveling the Chilling Effect," 58 B. L. Rev. 685, 692-93 (1978); 毛利透『表現の自由: その公共性ともろさについて』(岩波書店、2008年)。

[&]quot;政府が反戦活動家の情報を収集していた事件では「情報が本人の意思に反して利用されるかもしれないという未確定のおそれ以外に、特定の予見しうる害悪を立証しえない」とされた(Laird v. Tatum, 408 U.S. 1 (1972))。ただ、「適切な理由がなく、保護された団体活動に従事している労働者を写真撮影することは活動を萎縮させる」こと、映像の記録によって「報復されるかもしれないというおそれを生み出す」ことが争われたケースがある(National Steel v. N.L.R.B. 156F.3d 1268 (D.C. Cir. 1982) など)。

See Neil M. Richards, "Intellectual Privacy," 87 Tex. L. Rev. 387 (2008); NAACP v. Alabama ex rel. Patterson, 357 U.S. 449, 462 (1958).

Members of the City Council v. Taxpayers for Vincent, 466 U.S. 789, 801 (1984); Thornhill v. Alabama, 310 U.S. 88, at 98 (1940).

- ①公道上のビラ配布について著者・配布者・支援者の氏名と住所を記載していない文書の配布を違法とする市条例を違憲とした事件*8。
- ②匿名の選挙関係文書の配布を禁止していた州の選挙法を違憲とした事件⁵⁰。
- ③事前許可のない(何かを説明・奨励・勧誘することを目的とした)戸別訪問を 軽犯罪とする条例を違憲とした事件⁶⁰。

まず事件①と②において連邦最高裁判所は言論形態として「匿名の言論」の意 義を次のように要約している。

匿名の文書は人類の発展において重要な役割を果たしてきた。歴史を通して長い間、抑圧された集団や党派は、匿名ゆえに抑圧的な慣習や法を批判できたのである。匿名でなければ、まったくできなかっただろう。イングランドの出版許可法は植民地にも施行された。出版者・著者・配布者の氏名の開示は政府を批判する文書の流通を抑制することを知っていたからである。…アメリカ革命以前には植民地の愛国者たちは著者名や配布の事実そのものを隠さなければならなかった。…"the Federalist Papers"でさえ仮名で出版されたのである。建設的な目的から匿名を選択することがあるのは明白だ(Talley事件:ブラック裁判官による法廷意見、362 U.S. at 64-65.)。

多くの偉大な文学作品は仮名で執筆する偉大な作家から生み出された。著者は誰かという 読者の好奇心や公衆の関心に関係なく、著者は自分の本当の身元を開示するかしないかを 自由に判断できる。匿名の選択は、経済上もしくはフォーマルな人間関係上の配慮、社会 的オストラシズムへの懸念、あるいは自分のプライバシーをできるだけ保持したいという 単なる欲求に動機づけられるかもしれない。ただ、この動機がどうであれ、少なくとも文

⁵⁸ Talley v. California, 362 U.S. 60 (1960) .

⁵⁹ McIntyre v. Ohio Elections Commission, 514 U.S. 334 (1995) .

⁶⁰ Watchtower Bible & Tract Society of New York, Inc. v. Stratton, 536 U.S. 150 (2002) .

学作品に関しては、匿名作品を市場に参入させる利益は参入条件として氏名の開示を求める公共的利益よりも大きいことは確かだ。従って、匿名を選ぶ著者の判断は、出版内容に関わって何を記述するか、しないかと同じように、修正第一条が保護する言論の自由の一部だといえる(McIntyre事件:スティーブンス裁判官による法廷意見、514 U.S. at 341-342.)。

つまり、人は人間関係や排除・失職をおそれず、社会的評価の低下を心配しないで自由に発言できるという意味で、匿名性は思想を表明するために必要である。 また、匿名であることによってメッセージ内容について読者の偏見が除去され、 テクストに活力を与えられる場合もあると考えられる(思想の平等)⁶¹。

事件②の法廷意見(スティーブンス裁判官)はこうした匿名性の価値を強調し、特に「匿名の政治的言論」の保護を秘密投票=「報復をおそれずに自己の良心に従って発言する権利」の歴史に位置づけた。このとき、州政府は「選挙に関わる公正な情報の提供」と「詐欺などの害悪防止」という目的から匿名文書の配布禁止を説明しようとしていたが、法廷意見はいずれに対しても「過度に広汎な規制手段」を正当化できないと否定している⁶²。

合衆国憲法の下では匿名の文書配布は有害な詐欺行為ではない。意見の主張と異論のための名誉ある伝統である。匿名性は多数派の専制に対する防御手段である。これは権利章典、特に修正第一条の目的を具体化している。その目的とは不寛容な社会の報復から少数者を保護すること、彼らの考えを抑圧から保護することである。場合によっては、匿名でいる権利 (right to remain anonymous) は濫用されるかもしれない。しかし、ことの性質上、政治的言論は不快な結果を伴ったとしても、総じてアメリカ社会は、言論の自由の誤用の

⁶ 話者の身元を開示することが読者を説得するために効果的である場合もある。See City of Ladue v. Gilleo, 512 U.S. 43, at 56 (1994).

² この事件では問題となったオハイオ州選挙法には、①著者もしくは発行者の氏名・住所が記載されていない選挙文書の配布の禁止、②選挙運動期間に虚偽情報の配布に対する詳細な禁止を規定していた。

危険性よりも、言論の自由の価値を重視してきたのである。本件では、州政府は選挙に関連する匿名の言論の誤用を防止する利益が匿名の言論活動すべての禁止措置を正当化できるのかを立証しえていない。政府は個別の詐欺行為を直接に禁止できるだろうし、現にそうしている。しかし、内容に基づいて、防止すべき危険に必然的な関係のない言論のカテゴリーの一つを無差別に違法とすることによって、詐欺行為を間接的に処罰することはできないのである(514 U.S. at 352.)。

法廷意見によれば、匿名でなければ少数者が表現できないこともある。「匿名の言論」と「少数者」の保護は無関係ではない。それゆえ(場合によっては「選挙過程の一貫性 integrity」の保護と同等か、それ以上に)「匿名」という言論形態の優位性を繰り返し確認しているのである。

後の事件③では、最高裁(スティーブンス裁判官による法廷意見)は「戸別訪問」という情報伝達手段の歴史に言及し、言論の自由の系譜に「エホバの証人」の「伝道活動」を位置づけている。その上で、「エホバの証人」への言論規制は彼らだけの権利の問題ではないこと、つまり「戸別訪問」という手段は「一般市民」の運動・活動に不可欠であることを説示した。

間違いなく、本件条項は宗教活動だけでなく、政治活動にも適用される。…このように条例が多くの言論を対象としているということだけでも、憲法上は問題となる。次のような点で、条例は修正第一条が保護する価値だけでなく、〈自由な社会〉という理念に対しても攻撃的だ。つまり、日々のパブリック・ディスコースにおいて、まず最初に市民は隣人に語りかけたい意図について、情報を政府に提出し許可をえなければならない点である。市行政による許可証発行が迅速に処理され、申請者に負担を課すことがない事務処理だったとしても、言論活動の許可を義務づける法律は合衆国の国民的な財産と憲法の伝統から大きく逸脱している(536 U.S. at 165-166.)。

琉大法学 第87号

この事件の条例は、訪問勧誘員が事前の許可なく住民の私有財産に「立ち入ること」を禁止し、私有財産上に立ち入る場合には「勧誘許可証」を自治体からえなければならないことを定めていた。「許可料金」はなく、申請者は「許可申請様式」を提出すれば「許可証」が発行されることになっていたが、条例は「訪問勧誘する者は許可申請書で身元を開示すること」、「市の捜査機関は提出された情報を自由に利用できること」も規定していた。具体的に「許可申請様式」には次の記入項目が列挙されている(536 U.S. at 154)。

- ①登録者の氏名・住所および登録日以前の過去五年間の住所。
- ②営業、奨励、勧誘、団体、活動の目的・趣旨および/もしくは提供する商品・サービスの 説明。
- ③雇用者もしくは所属団体の氏名・住所。申請者との正確な関係と職権を示す雇用者もしくは所属団体から発行された信用証明書を添付すること。
- ④勧誘活動に要する時間。
- ⑤登録者が活動しようとする各地所について個別の住所。
- ⑥登録者の営業もしくは活動目的に関わるその他の情報。

こうした許可制度は(政治的・宗教的な)少数者の言論を抑制するだけでなく、 自発的で自然なコミュニケーションを広い範囲で妨げるおそれがあるだろう。

休日もしくは週末に政治運動に積極的に参加するかどうかを判断する人は、(条例が課す) 許可をえるまでビラを配布できない。路上で市の政策に反対票を投じようと隣人に話しか けるような自発的な判断さえも、まず最初に市長の許可をえなければ、合法的に実行でき ないことになってしまう (536 U.S. at 167.)。

この事件でも最高裁は問題の条例が影響を及ぼす言論の範囲の深刻さを指摘し、

「公共の事項に関する自由で開かれた討論を妨げる」効果があると判断した。つまり、匿名性は少数者の言論の保護だけでなく、「公共の関心事についての力強い討論」を喚起する上で必要不可欠な要素だといえる。

以上の判例にみるように、匿名の言論を手厚く保護した合衆国の歴史は評価されるべきだと思われる。しかし、他方では匿名性は応答説明責任(acountability)と緊張関係にあることも否定できない。匿名性によって自由に振る舞うようになれば、人は自分の行為に責任を負わなくなることもある。責任を負わない場合には、他人を傷つける言葉も言いやすくなる。こうした匿名性の負の側面をパットナム(Robert. Putnam)は次のように言い当てている。

仮想世界における匿名性と流動性は容易な入退出、通りすがり(drive-by)の関係を促進している。まさに偶発性(casualness)は、サイバースペースの住民とのコンピュータを媒介としたコミュニケーションのおもしろいところだが、しかしそれは人間関係資本(social capital)の創造を阻害している。入退出もまた容易であれば、コミットメント、信頼性、互酬関係は発展しない⁵³。

つまり、匿名性は信頼関係の基礎になる社会的評価が形成されるプロセスを阻害 するおそれがある。他者に対して応答説明責任を負わないことは人を解放して偽 りのない発言を可能にする面もあるが、コミュニケーションの基盤となる「人間 関係資本」を損なうこともある

この匿名の弊害について、事件②においてスカリア裁判官は、身元を特定する 手段を確保しておくことは、虚偽・詐欺の拡散を抑制するために役に立つとして 多数意見に反論している⁶¹。スカリア裁判官によれば、それまでの最高裁の先例 も「匿名の包括的な権利」を認めたわけではない。保障されるのは、強制的な開

⁶³ See Putnam, Bowling Alone, p177.

⁶⁴ McIntyre v. Ohio Election Comm'n, 514 U.S. at 382, Scalia, J. dissenting.

琉大法学 第87号

示によって「政府の役人や私人から威嚇・嫌がらせ・報復など」を受けるという「理に適った蓋然性」を立証しえた者が「本来は有効である開示要件の適用除外を求める権利」であり、それは特殊な場合に限られるべきだと批判しているのである。

3. 萎縮効果と憲法上の権利

監視システムの萎縮効果は、「言論の自由」だけでなく「移動の自由」「プライバシーの権利」「不当な捜査・押収からの自由」からも論じられる。

①移動の自由

「監視からの自由」として「移動の自由」(修正第十四条)が考えられる。前述したように、合衆国憲法では「移動の権利」もしくは「気の向くままに場所を移動する権利」は個人の内面に密接に関わる「基本的価値」だと解されている⁶⁵。この「移動の自由」は表現目的に限定されず、広い意味で政治的・経済的・社会的な価値がある。「旧友と時間を過ごすなど個人の生活の核心に結びつくような」行為も、公共の場所で休憩するような行為も含まれている⁶⁶。

連邦最高裁によれば、「悪意がない、街をぶらぶら歩く (loiter) 自由は修正第十四条デュー・プロセス条項によって保護された自由の一部」であって、「自分の意思で公共の場所にいるという個人の選択は移動の自由と同じように保護される」と解される。ただ、監視カメラによるビデオや写真の撮影が人の移動を実際に制限することを個別のコンテクストでどう立証するのかはなお不透明な部分

^{** 「}フロンティアを横断して移動する自由は合衆国の伝統の一部だ。国内だけでなく外国への渡 航も生活に必要である。人が何を食べて、着て、読むのかを選択するように個人の内面と密接 に関わっている。そのような意味で移動の自由は基本的価値である」。357 U.S. 116, at 126; Williams v. Fears, 179 U.S. 270, at 274 (1909); Senz v. Roe, 526 U.S. 489, at 502-3 (1999).

⁶⁶ Kent v. Dulles, 357 U.S. 116, at 126.

⁶⁷ Chicago v. Morales, 527 U.S. 41, at 53-54 (1999) .

もあると思われる。。

②プライバシー

「監視からの自由」に対して最も考えやすいのはプライバシーの侵害であろう。「プライバシーの権利」は「移動の自由」と同じように保護の範囲が表現活動に限定されない点で、人の多様な行為を広く保護できるといえる。ただ、「プライバシー」は多義的であるので、「侵害」の意味については議論を要すると思われる⁶⁹。この点で、スロボギン(C. Slobogin)は「人格の保護」と「正常・標準化(normalization)からの自由」から説明している。

まず「人格の保護」とは、「プライバシー」を「自己のアイデンティティの形成に関わる決定を保護する利益」と捉える考え方である⁷⁰。(職場、家庭、社会的活動の場面など)異なるコンテクストごとに異なる自己イメージを使い分けることの保障である。公共の場所で見知らぬ他者を凝視することは人の私的な境界内に侵入し、自己イメージの形成を妨げる⁷¹。人格の形成・発展が公共の場所での活動と密接に関係しているとすれば、人の行動を抑制する監視は人格形成を妨げると解される⁷²。「正常化/標準化からの自由」とは、社会の画一化に対する抵抗

^{**} ビデオ撮影を「ストーキング (stalking)」に当たるとした、Goosen v. Walker, 714 So. 2d 1149, 1150 (Fla. Dist. Ct. App. 1998)、中絶クリニックに出入りする人々を写真もしくはビデオで撮影することを禁止した、Pro-Coice Network of W.N.Y., 799 F. Supp. 1417 (W.D.N.Y. 1992) など参照。

[&]quot;「プライバシー」の多義性については、さしあたり以下を参照。Alan F. Westin, Privacy and Freedom (Atheneum, 1968); Ferdinand David Schoeman, Privacy and Social Freedom (Cambridge University Press, 1992・2008); James B. Rule, Privacy in Peril (Oxford University Press, 2007); Jon L. Mills, Privacy: The Lost Right (Oxford University Press, 2008); Daniel J. Solove, Understanding Privacy (Harvard University Press, 2008); Helen Nissenbaum, Privacy in context (Stanford University Press, 2010).

Nee Andrew E. Taslitz, "The Fourth Amendment in the Twenty-First Century: Technology, Privacy, and Human Emotions," 65 Law & Contemporary Problems 125 (2002) .

[&]quot;「テクノロジーによって政府が警戒して疑いをもって疑視することが可能になるとき、自己の境界線は部分的に溶解し、リバイアサンが選んだイメージで再構成される」(Taslitz, at 171-72)

⁷² Roberts v. United States Jaycees, 468 U.S. 609, 619 (1984) .

の権利=「プライバシー」と捉えるものである⁷³。この考え方によれば、中絶・避妊具使用の禁止や異人種間婚姻の禁止は、政府が個人のライフスタイルに干渉し、「母親になること」や「同質な子をもつこと」を強制する全体主義になることが「プライバシー」の侵害である。ただ、いずれの意味にしても、公共の場所において私的な領域と同じ程度で「プライバシー」を主張できるのかは慎重な検証を要すると思われる。

③不当な捜査・押収からの自由

本来的には、監視国家の権力濫用を防止するために最も有望な憲法条項は修正 第四条かもしれないが、この条項だけをあてにする見解は少ない。これまで裁判 所は社会的サービス、国家安全保障、麻薬戦争を理由とした必要性から修正第四 条を弱体化させてきたこと、個人データの政府による「収集・分析・利用」を修 正第四条の保護範囲外だと判示してきたことに対しては批判がある。

判例によれば、市民が第三者(銀行など)に自分から提供した記録や情報は保護されない。政府が公共の場所に残された市民の情報を合法的に収集・記録する場合も同様である。さらに、修正第四条は「捜査と押収」を対象とするので、データの「照合・解析」は対象にならないで。また、政府は合法的に収集した情報を破棄するように義務づけられるわけでもないし、民間企業は憲法上の制約を受けずに個人情報を自由に収集・集積し、政府に情報を提供できる。このように考えると、修正第四条だけでは保護範囲は限定されてしまうように思われるで。

⁷³ See Jed Rubenfeld, "The Right of Privacy," 102 Harv. L. Rev. 737, at 784-92. (1989) .

⁷⁴ 人が意図して公にしたもの修正第4条の保護対象にならない。Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967)。また(修正第四条が対象とする)「押収 seizure」は生じるのは「政府が物理的権力もしくは権限を行使し、市民の自由を抑制する」場合、もしくは「合理的な人であれば警察の存在を無視して自由に行為しない」場合である。See Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968); Michigan v. Chesternut, 486 U.S. 567 (1988).

⁷⁵ Balkin, "The Constitution in the National Surveillance State", pp204-205.

むすびにかえて

本稿では、社会的実践として論じられる公共空間を実体的場所として捉える憲 法的意義を考察することを問題関心としていた。この点を十分に論じたとはいえ ないが、若干の気づいた点をまとめることでむすびにかえたい。

民主政治の理論においては、市民が集団としての利益を共有し、理に適った責任ある意思決定を行うためには、多様な経験をもつ個人が意見や情報を交換し、私的選好を公共的利益に転換する構造が必要だと強調されたきた。この転換の構造が機能するためには、私益によって分断されている人々の間に連帯や共有された経験をつくる仕組みが必要である。しかし、市民の間を媒介する「普遍的なるもの」=「政治的結びつき」が阻害されていることが今日の「公共の場所」の問題状況に現れていると思われる。このことをアーレントは「テーブル」という比喩で説明している。

世界のなかに共に生きるということは、ちょうどテーブルがその周りに座っている人々の中間に位置しているように、物事の世界がその世界を共有している者たちの中間にあるということを本質的には意味している。つまり世界はすべての介在者と同じように人々を結びつけると同時に人々を分離させている。共通世界としての公的領域は私たちを共に集めるけれども、同時に私たちがいわば体をぶつけ躓いて転ぶことを防いでいる。大衆社会をこれほど耐え難くしているのは、…人々の介在者であるべき世界が人々を結集させる力を失い、人々を関係させると同時に分離するその力を失っているという事実こそ、その理由である(HC, p52)。

Nee Darin Barney, "The Vanishing Table, Or Community in a World That Is No World", Andrew Feenberg and Darin Barney (eds.), Community in the Digital Age: Philosophy and Practice (Rownan & Littlefield Publishers, INC., 2004); Marguerite S. Shaffer, "Why Public Culture?" in Marguerite S. Shaffer (ed.), Public Culture: Diversity, Democracy, and Community in the United States (University of Pennsylvania Press, 2008).

「共通世界」の衰退は「公共的なるもの」を実体化する場所の物質的景観や機能を変えている。このような場所の衰退は、言論の自由のための空間が縮小していることを意味するだろう。本稿では、場所の公共的機能に影響している要因を物質的な環境変化だけでなく、情報技術の観点から考えることを試みた。特に①監視による公開の強制と②私秘性・親密性による公開性の浸食の二つの効果を問題とした。

①については、監視システムは人が何を秘匿して何を開示するのか(しないのか)という選択を奪っている点で自発性を侵害していることが問題だと思われる。「公共的であること」の意味には、秘匿するためにアクセスできる私的領域があることが含まれている。民主政治を支える「公開性/公共性」は自発的な空間でなければならないだろう。

そこで、市民の自発性を侵害する「国家による監視」=「権威主義的情報国家」に対しては、市民による「下からの監視 sousveillance」=「民主的情報国家」を徹底することで負の効果を相殺することが考えられる"。 例えば、集会・デモに対する警察活動を即時に記録・送信することは公共の場所での政治をほかの市民が視聴覚的に経験することを可能にする。この「市民的監視」は民主政治の「透明性」を向上させるだろう"。監視による萎縮効果を言論の自由、移動の自由、プライバシーの権利によって相殺することも考えられる。

難しいのは②に関わる状況だと思われる。ネットワーク技術は物理的な場所の 区分を超えて「コミュニケーション」を移動可能にしたが、このことは公共の場 所の性質や市民の経験を変えつつあるように思われる。公共の場所にあっても、

[&]quot;「権威主義的情報国家/民主的情報国家」については、See Balkin, "The Constitution in the National Surveillance State", pp204-205; "sousveillance"については、See Steve Mann, Jason Nolan and Barry Wellman, "Sousveillance: Inventing and Using Wearable Computing Devices for Data Collection in Surveillance Environments", Surveillance & Society1(3): 331-355, http://www.surveillance-and -society.org.

^{**} ジョン・キム『逆パノプティコン社会の到来』(ディスカヴァー21、2011年)。「透明性」については、See David Brin, The Transparent Society: Will Technology Force Us to Choose Between Privacy and Freedom? (Basic Books, 1998).

情報ネットワーク上の私的な関係のなかに引きこもった個人は境界線を越えてお 互いに顔をみることも声をきくこともないまま、「送信者」/「受信者」として存 在しているかのようである。そのような状況からは公共空間を支える応答可能性 を期待できない。人が私的領域に後退すれば、境界線を越える「予期せぬ出会い」 は減少し、新しい人間関係資本も形成できない。市民は監視システムによって過 剰な開示を強制されながら、他方では技術的に拡張された親密性と私秘性によっ て匿名性を助長しているように思われる。

プライバシーは個人の自律、アイデンティテイの形成、社会の多様性には必要不可欠だが、財産権と同じように他者を排除する力である。排除する力が公/私の境界線をコントロールしているとすれば、市民活動の場所(市民的地理)を再編成するためには、個別の場所において排除がはたらくプロセスをさらに検証する必要があると思われる。このことはプライバシーの公共的価値を再検討する作業のなかで別途考えてみたい。